

第3章 選考基準について

1. 選考方法

入園希望者が定員を上回る場合、保育の必要性（指数・優先順位）の高い世帯から順に内定します。

選考の流れ

- ① 父母（父母の内縁のもの含む）それぞれの基準指数を決定し、合算する。
- ② ①に調整指数の該当項目を加算・減算したものを世帯の指数とする。
- ③ 世帯の指数の高い順に内定する。同一指数の場合は、優先順位によって内定者を決める。

- ・指数や優先順位は申込み締切日までの提出書類で決定する。提出書類に不備があるときは、求職の指数を適用する場合や減点の対象になる場合がある。
- ・ひとりの保護者が複数の類型に該当する場合、一番高い指数を適用する。ただし、出産期間は（注2）に該当する場合を除き、出産の指数を適用する。
- ・希望順位は選考に影響しない。第1希望は有利、第9希望は不利とはならず、また、第1希望のみの希望が有利にはならない。
- ・就労は、契約内容と実績により指数付けをする。

2. 指数表

（1）保育所入所基準指数

（「入園」「転園」ともに同一の指数表を使用する）

番号	類型	保護者の状況	指数	入所承諾期間
1	就 労 (自営含む) (注1～3)	月 20 日以上	月 160 時間以上の就労を常態	必要な 期間
			月 140 時間以上 160 時間未満の就労を常態	
			月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態	
			月 80 時間以上 120 時間未満の就労を常態	
		月 16 日以上	月 128 時間以上の就労を常態	
			月 96 時間以上 128 時間未満の就労を常態	
			月 64 時間以上 96 時間未満の就労を常態	
			月 96 時間以上の就労を常態	
		月 12 日以上	月 72 時間以上 96 時間未満の就労を常態	
			月 48 時間以上 72 時間未満の就労を常態	
2	両親不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁	20	5 か月以内
3	出 産(注2)	出産予定月とその前後の各2か月（最長5か月間）	14	
4	疾 病 (注4)	入 院	1 か月以上を要する場合	
			常時臥床	
		自宅内	精神疾患	
			一般療養	
5	心身障害者	(身体障害者手帳) 1・2 級、(愛の手帳) 1・2・3 度、 (精神障害者保健福祉手帳) 1・2・3 級	20	必要な 期間
		(身体障害者手帳) 3 級 (愛の手帳) 4 度	17	
		(身体障害者手帳) 4 級	14	
6	介 護・看 護 (注5)	常時臥床者、常時見守りが必要な者又は重度心身障害者を自宅内で常時介護・看護	20	
		入院・通院・通所等付き添い（月20日、80時間以上）を含む介護・看護	14	
		入院・通院・通所等付き添い（月16日、64時間以上）を含む介護・看護	11	
		入院・通院・通所等付き添い（月12日、48時間以上）を含む介護・看護	8	
7	災 害	火災等による家屋の損傷、その他の災害の復旧活動中	20	
8	就 学	次に掲げる学校、職業訓練校等への通学又は通所している場合（通学・通所予定も含む） ①学校教育法に定める学校、職業能力開発促進法に基づいて設置される職業訓練校 ②国又は都道府県指定の就労に必要な資格取得のための専門学校又は養成施設等 ③外国人が日常生活に必要な日本語を取得するための日本語学校 ④②に準ずると認められ、かつ、②で取得できる資格と同程度の資格取得のための専門学校等 ★指数については、番号1(就学内定の場合は番号9)を準用し、さらに－1点とする。	★8～19 (就学内定 7～18)	
9	特 例 (就労内定者)	月 20 日以上	月 160 時間以上の就労を常態	3 か月以内
			月 140 時間以上 160 時間未満の就労を常態	
			月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態	
			月 80 時間以上 120 時間未満の就労を常態	
		月 16 日以上	月 128 時間以上の就労を常態	
			月 96 時間以上 128 時間未満の就労を常態	
			月 64 時間以上 96 時間未満の就労を常態	
			月 96 時間以上の就労を常態	
		月 12 日以上	月 72 時間以上 96 時間未満の就労を常態	
			月 48 時間以上 72 時間未満の就労を常態	
10	求 職	求職・起業準備のため日中外出を常態	6	必要な 期間
11	DV・児童虐待	児童虐待のおそれがあると認められる場合（意見書等の公的機関の発行する資料がある場合）	20	
		配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合（配偶者暴力相談支援センターの証明書がある場合）	20	

(2) 調整指数

(基準指数表の世帯指数に下記指数を加算します。定めがない限り複数の加算可。)

☆印の項目に関しては書類の提出が必要です。P 1 7 ~ 2 1 の必要書類を、入園申込み時に提出してください。

1☆(注 6)	特別な支援を要する世帯（意見書等の公的機関の発行する資料がある場合）	10	
2☆(注 7)	ひとり親世帯および、これに準ずる世帯（入園申込みの場合）	8	
3☆	生活保護法による被保護世帯（入所基準指数表の類型が就労、就労内定、求職に該当する入園申込みの場合）	8	
4☆	保護者が入園希望月から過去 6 か月以内の解雇・倒産により離職（自己都合の退職を除く）し、緊急に生計費を得るための就労を要する世帯（入所基準指数表の類型が求職に該当する場合に限る）	5	
5☆	保護者のいずれかが①身体障害者手帳 1～4 級、②愛の手帳 1～4 度、③精神障害者保健福祉手帳 1～3 級のいずれかを所持している場合（入園申込みの場合）	3	
6☆	保護者のいずれかが育児休業法に定める育児休業からの復職により入園申込みをする場合（同保護者が育児休業給付金の受給資格がある場合で、①～④のいずれかに該当する場合）※調整指数 19 と重複しない ①入園月の申込み締切日時点で、育児休業中の場合 ②入園月の申込み締切日時点で、出生前かつ育児休業取得予定である場合 ③入園月の申込み締切日時点で、産休中かつ育児休業取得予定である場合 ④申込み締切日以降入園予定月の前月末日までの間に育児休業を取得することが就労証明書上で確認できる場合	1	
7☆(注 8)	保護者のいずれかが認可保育所、地域型保育事業、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園で保育士・保育教諭、幼稚園教諭として勤務している、もしくは入園希望月の末日までに勤務を開始する予定がある場合（就労内定者を含む）（入園申込みの場合）	1	
8 (注 9)	認可保育施設間の転園希望の場合（調整指数 18・20・21 に該当する場合を除く）	-1	
9☆	入園・転園希望月時点で入園・転園申込みをしている児童と同一敷地内の建物に居住する 65 歳未満の祖父母が、入所基準指数表の類型の就労、出産、疾病、障害、介護、看護、就学に該当しない場合	-4	
10	入園希望月から過去 1 年以内において、①～③のいずれかに該当する場合 （災害・疾病等やむを得ない事情によるものであって、当該事情を証明できる書類の提出がある場合を除く） ①各月申込み締切日翌日以降に豊島区認可保育施設の入園申込みの取下げをした場合（4 月 1 次選考に限り、2 月入園の内定連絡日までに入園申込みの取下げをした場合は非該当） ②入園の内定辞退をした場合 ③入園または転園の内定を取り消された場合	-5	
11	申込み締切日現在保育料滞納（卒園児を含む）がある世帯	-20	
12☆(注 10) (注 11)	申込み締切日時点で豊島区民である保護者から、希望する認可保育施設等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる旨の申出がある場合 ※該当する場合、他の項目の重複加算及び優先順位の適用はしない。	-40	
13	産前産後休業、育児休業取得により一時退園し、保護者の育児休業明けに再入園申込みの場合（出産予定月の前 2 か月から後 3 か月の期間中に退園する場合のみ該当）	6	
14☆	入園を希望する児童本人が、①身体障害者手帳 1・2 級、②愛の手帳 1～3 度、③精神障害者保健福祉手帳 1～3 級のいずれかを所持している場合	3	
15☆	入園を希望する児童本人が、 （1）①身体障害者手帳 3・4 級又は②愛の手帳 4 度を所持している場合 （2）手帳等は所持していないが、主治医の意見書等により手帳を所持している者と同等と認められる場合 （主治医の意見書により、手帳を所持している者と同等と認められる記載がある場合）	2	
16 (注 12・注 13)	入園希望月時点で兄弟姉妹（卒園児等を除く）が在籍することが見込まれる保育園への入園を希望する場合	4	
17 (注 14)	兄弟姉妹（双子等を含む）が同時に同一月の入園申込みをする場合（一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当）	1	
18	以下の①～⑦にあてはまる場合 ①～⑦はそれぞれ重複せず、かつ、調整指数 20・21 と重複しない		
	① (注 13) (注 15)	転園希望月時点で別々の園に在籍することが見込まれる兄弟姉妹が一方の在籍する園への転園を希望する場合	4
	② (注 13) (注 16)	転園希望月時点で別々の園に在籍することが見込まれる兄弟姉妹が同時に同一園への転園を希望する場合（一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当）	4
	③	遠距離で通園が困難なために転園を希望する場合（自宅から在籍施設まで直線距離 1.2 km 以上）、または豊島区外の認可保育施設に豊島区民として在籍しており、豊島区内の認可保育施設への転園を希望する場合	1
	④☆	在籍中の認可保育施設の開所時間よりも長い開所時間の認可保育施設への転園を希望する場合（延長保育用勤務証明書の提出が必要）	1
	⑤ (注 17)	入園後に公表となった、在籍園の民営化または改築・改修等を理由に転園を希望する場合（改築・改修は一時的な移転を伴う仮園舎利用がある場合のみ）	1
	⑥	申込み締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用して、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合（年齢上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在籍できない施設。年齢上限のない保育施設とは、小学校就学前まで在籍できる施設を指す）	1
⑦	申込み締切日時点で居宅訪問型保育事業を利用している場合	1	
19☆(注 18) (注 19) (注 20)	入園申込みをしている児童を、次の(1)(2)の期間において、認可外保育施設等（有料のみ）に「月 12 日以上かつ 48 時間以上預けている」、かつ、「父母共に最低就労基準以上で働いている」世帯（当該児童が学校教育法に基づく幼稚園・認定こども園（1 号）在籍中や、世帯内に育児休業取得中の保護者がいる場合は非該当）※調整指数 6 と重複しない (1)4 月第 1 次入園選考の場合：4 月第 1 次入園選考申込み締切日時点から入園希望月の前月末まで (2)(1)以外の入園選考の場合：入園希望月の初日の 90 日前から入園希望月の前月末まで	1	
20	年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に転園希望月の初日の 3 か月以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合※調整指数 18・21 と重複しない	5	
21 (注 11・注 21)	年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に豊島区民として在籍し、卒園時に転園申込みをする場合※調整指数 18・20 と重複しない	30	

（３）同一指数の場合の優先順位

（指数が同位となる場合は次の各号の順に順位を決定します。）

順位	項目
1（注 11）	豊島区民である（入園月の前月中までに豊島区に転入予定の場合も含む）
2☆（注 7）	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯（要保護・要支援世帯、ひとり親世帯（準ずる世帯を含む）、保護者のいずれかが精神疾患患者、障害者手帳保持者（身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～4 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級）および指定医療費（指定難病）受給者証保有者である世帯等）
3	入園申込みである（豊島区外の認可保育施設または豊島区外の認定こども園に 2 号・3 号認定として在籍している場合と、豊島区内の年齢上限のある認可保育施設の最終学年に在籍し、卒園時に転園申込みをする場合、および待機児童対策の居宅訪問型保育事業を利用している場合はこの優先に該当する）
4☆	保護者について、単身赴任中である（自営業・出張・自己都合は該当せず、会社命令かつ単身赴任後 3 か月経過した場合のみ該当）
5☆（注 22）	入園・転園希望月時点で入園・転園申込みをしている児童と同一敷地内の建物に居住する親族が、①身体障害者手帳 1～4 級、②愛の手帳 1～4 度、③精神障害者保健福祉手帳 1～3 級のいずれかの交付を受けている
6	調整指数において、減算項目がない
7	調整指数加算前の基準指数が高い
8☆（注 11）	申込み締切日時点で申込み児童と 1 名以上の保護者が豊島区民であり調整指数 19 に該当する場合（優先順位 9②に該当する場合を除く）
9（注 11）	次の①～③のいずれかに該当する場合（調整指数 20 または 21 に該当する場合は非該当） ①調整指数 6（産後休業及び育児休業からの復職）または調整指数 18⑦（居宅訪問型保育事業を利用中）に該当する場合 ②申込み締切日時点で豊島区民で、かつ、豊島区外の認可保育施設に在籍する場合 ③申込み締切日時点で申込み児童と 1 名以上の保護者が豊島区民でなく調整指数 19 に該当する場合
10（注 11） （注 12）	申込み締切日時点で豊島区民で、入園を希望する児童本人が多胎児、かつ、多胎児が共に入園申込みをしている場合（一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当）
11（注 11） （注 14）	申込み締切日時点で、豊島区民で、かつ、同時に入園申込みをしている児童が 2 名以上いる（一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当）
12（注 23）	入園または転園希望月時点で認可保育施設に在籍している児童及び入園申込みをしている児童の他に小学生以下の子どもと保護者が同居している世帯（申込み締切日時点で出生届が未届の子どもは除く）
13	調整指数 18⑤に該当する場合
14（注 24）	入園または転園希望月の申込み締切日時点で、豊島区における住民登録期間が長い世帯（保護者の継続する住民登録期間がいずれか長い方を採用）
15（注 25）	区民税所得割額が少ない

☆印の項目に関しては書類の提出が必要です。P 17～21 の必要書類を、入園申込み時に提出してください。

(4) 注意事項

注	内容
1	各就労時間は休憩時間を含む。
2	申込み締切日時時点で「就労している場合で、かつ、法定の産前休業開始まで同程度の就労を継続し、保育園に入園する月の翌月 1 日までに法定の産後休業及び育児休業を終えて職場に復帰することが就労証明書上で確認できる場合」並びに「産前休業中であり、法定休暇期間まで同程度の就労を継続し、出産予定月後の原則 2 か月以内に復職することが就労証明書上で確認できる場合」は就労の指数とする。
3	申込み日から入園月の月末までの転職については①退職日の翌月末までに就労を開始した場合は、転職前と転職後の就労条件を比べ、低い方の就労条件を基に就労の指数を適用する。②退職日の翌々月以降に就労を開始した場合は、求職の指数を適用する。ただし、締切日時時点で転職先の就労証明書の提出がある場合は、就労内定の指数を適用する。
4	疾病の指数について、日中お子さんの保育ができない旨と、療養期間の記載がある診断書が必要。記載がない場合は、求職の指数を適用する。
5	介護・看護の指数における介護又は看護の対象となる者とは、保護者から 3 親等以内の親族（内縁関係の者を含む）を指す。
6	「特別な支援を要する世帯」とは、虐待等特別な配慮を要する世帯で関係機関からの意見書があるものを指す。
7	「ひとり親に準ずる世帯」とは、離婚調停中かつ保護者の住民票が別々の場合、及び保護者の一方が行方不明となっている場合を指す。
8	保育士証または幼稚園教諭免許状等の提出があり、かつ就労証明書の所定欄に保育士等としての勤務実態があることが記載されている場合のみ適用する。
9	転園を希望する月の申込み締切日以降に年齢上限のある認可保育施設、または居宅訪問型保育事業の利用を開始する場合、当該指数は適用しない。
10	育児休業取得対象保護者の育児休業期間が記載された就労証明書と育児休業給付金支給通知等の写しが不備なく提出されていること、かつ提出書類の所定箇所にて希望する認可保育施設等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる旨の申出がある場合のみ該当となる。なお、当該指数に該当することは、入所選考において「内定しないこと」を保証するものではない。
11	「豊島区民」とは、住民基本台帳法に基づき、豊島区に備えてある住民基本台帳に記録されている住民を指す。ただし、DV 及びストーカー等の被害者については、この限りではない。
12	年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に在籍している児童の卒園時の転園申込みにおいて、該当する場合は当該指数または優先を適用する。
13	兄弟姉妹の在籍園は、入園・転園希望月の前月入園選考の選考結果を基準とする。ただし、4 月入園選考においては、第 1 次選考・第 2 次選考いずれも前々月入園選考（2 月入園選考）の選考結果を基準とする。
14	年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に在籍している児童の卒園時の転園申込みと同時に、兄弟姉妹の豊島区認可保育施設の入園申込みをする場合は、入園申込みをする児童に当該指数または優先を適用する。
15	同一の申込みに兄弟姉妹が在籍している園以外を記載した場合、兄弟姉妹が在籍している園のみ①を適用する。兄弟姉妹が在籍している園以外には、調整指数 18 のうち他にも該当する項目がある場合、該当園に②～⑦の項目を適用する。
16	申込み書類の所定箇所に同一園に同時のみで転園を希望する記載がある場合のみ該当とする。
17	巣鴨第一保育園に 2025 年 11 月以前に入園した児童が対象。なお、改築・改修が終了し一時的な移転が解消された日以降の選考ではこの指数に該当しない。
18	「認可外保育施設等」とは、東京都認証保育所、企業主導型保育事業、社内託児所等（地域型保育事業は除く）、一時保育事業、ファミリー・サポート・センター及びその他民間事業者や個人が都道府県知事等に届け出たうえで設置・運営をしている認可外保育施設、及び学校教育法に基づく幼稚園以外の施設等を指す。なお、申込み締切日時時点で、認可保育施設に豊島区外民として在籍している場合も「認可外保育施設等」とみなす。
19	「最低就労基準」とは、月 12 日以上かつ月 48 時間以上の就労を指す。
20	認可外保育施設利用補助制度の対象となり、保育料が無料となる場合は該当とする。
21	豊島区内の認可外保育施設が認可保育所に移行する際に、在籍児童が継続して利用希望する場合等に、当該施設にのみ適用する。
22	対象となる親族の範囲は、保護者から 3 親等以内の者（内縁関係の者を含む）とする。
23	「同居」とは、住民基本台帳法に基づく住民票が保護者と同一に登録されている場合を指す。また、「小学生以下の子ども」の保護者が入園申込みをしている児童の保護者と同一である場合のみ該当とする。なお、「保護者」とは親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者を指す。
24	豊島区から転出後、再転入した場合や、住民票が削除となった場合は申込み締切日時時点で最新の住民登録日を基準日として採用し、通算は行わない。また、保護者のいずれかが不存在の場合、存在する保護者の住民登録期間を採用する。
25	区民税所得割額は、次の控除を適用する前の税額とする。 ①住宅借入金等特別控除 ②寄附金税額控除 ③外国税額控除 ④配当控除 ⑤配当割額又は株式等譲渡所得控除

●「入園」の対象となるのは以下のいずれかに該当する児童です。

- ・認可保育施設に在籍していない。
- ・教育機関、認定こども園（１号認定のみ）、認可外保育施設に在籍している。
- ・豊島区外の認可保育施設、認定こども園（２号・３号認定）に豊島区外民として在籍している。

●「転園」の対象となるのは以下のいずれかに該当する児童です。

- ・豊島区内の認可保育施設に在籍し、他の保育施設への転園を希望する場合。
- ・豊島区内の認可保育施設、認定こども園（２号・３号認定）に豊島区外民として在籍している。
- ・豊島区外の認可保育施設、認定こども園（２号・３号認定）に豊島区民として在籍している。
- ・豊島区内の年齢上限のある保育施設の在籍終了年に在籍し、他の保育施設への転園を希望する場合。

３．よくあるご質問

Q１．入園後、時短勤務（育児短時間勤務）で復職予定です。指数は変わりますか？

- A. 就労の指数は、基本の契約時間を基に決定します。よって、最低就労基準以上（月１２日以上、月４８時間以上）の時短勤務を取得し、時短勤務利用により基本の契約時間が変わらない場合は、指数に影響はありません。

Q２．各施設の申込者数や、入園者の最低指数を知りたいです。

- A. ４月入園第１次選考の申込者数・最低指数は、区ホームページにて公表しておりますので、ご覧ください。なお、５月～翌年２月の年度途中の入園については、公表しておりません。

▶ 豊島区ホームページ＞子育て・教育＞保育

＞ 保育園の入園に関すること＞ 欠員状況・入所基準指数

＞ 欠員状況(空き状況)＞ 保育園欠員状況

